

# 浄化槽は

きちんと使って

きれいな水に

く10月は浄化槽月間ですく

## 浄化槽の適正な維持管理を

浄化槽は、トイレや台所などから出る排水を微生物の働きによりきれいにし、川や海に放流しています。そのため、適正な維持管理が行われていないと、悪臭の発生や環境汚染の原因となります。浄化槽の正常な機能を維持し、きれいな水環境を守るため、浄化槽管理者は、保守点検（メンテナンス）、清掃、法定検査を行うよう法律で義務付けられています。

### ① 保守点検

浄化槽の点検、調整や修理、消毒剤の補充を行います。

### ② 清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などの引き抜きや調整、機器類の洗浄を行います。

3つの約束を守ってね

- 保守点検
- 清掃
- 法定検査



### ③ 法定検査

浄化槽の使用開始から3〜8カ月の間に1回、その後は1年に1回、広島県が指定した検査機関による法定検査を受けなければなりません。

法定検査では、外観検査、水質検査書類検査を行い、機能が正常に維持されているかを確認します。浄化槽がきちんと機能しているかを確認するためにも、必ず法定検査を受けましょう。

※管理者の変更や浄化槽の廃止などがあつた場合は、速やかに下水道課または各支所地域振興室・産業建設室に届け出てください。

### 問い合わせ

下水道課管理係  
☎0824・73・1175

## 安心・安全な毎日のために

### 秋の全国火災予防運動が 始まります！

秋の全国火災予防運動が、11月9日〜15日の1週間、全国各地で実施されます。

この運動は、火災の起こりやすい時季を迎えるに当たり、一人一人に火災予防を意識してもらうことを目的としています。この運動を契機に、防火意識を高めましょう。

### 住宅防火 命を守る10のポイント

#### 4つの習慣

#### 火災の発生を防ぐために

- ▼ 寝たばこは絶対にしない。させない。
- ▼ ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- ▼ こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ▼ コンセントは、ほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

#### 6つの対策

#### 火災発生時の被害を抑え、命を守るために

- ▼ ストープやこんろなどは、安全装置の付いた機器を使用する。
- ▼ 住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ▼ 部屋を整理整頓し、寝具、衣類、カーテンは防災品を使用する。

庄原消防署 ☎0824・72・9911  
東城消防署 ☎08477・2・4005

▼ 消火器などを設置し、使い方を確認しておく。

▼ 高齢者や身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。

▼ 防火・防災訓練への参加、戸別訪問などで、地域ぐるみの防火対策を行う。

### 住宅用火災警報器の 動作確認をしましょう！

いざというときに住宅用火災警報器が正常に作動するよう、定期的に動作確認をしましょう。

#### 動作確認の方法

火災報知器のボタンを押し（ひもを引き）、以下のような音が鳴れば正常です。



音が鳴らない場合は…  
▶ 電池が正しくセットされているか確認してください。  
▶ それでも改善しなければ、「電池切れ」または「機器が故障」しています。電池または機器を交換しましょう。

住宅用火災警報器には、単独型と連動型の2種類があります。

#### 【単独型】

その警報器のみ警報音が鳴る。

#### 【連動型】

その警報器が飛ばす電波により、住宅に設置された全ての連動型警報器が鳴る。